

定 款

グローブライド株式会社

グローブライド株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社の商号はグローブライド株式会社と称し、英文ではGLOBERIDE, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は下記の事業を営む事を目的とする。

1. 釣用品の製造販売並びに修理
2. スポーツ用品の製造販売並びに修理
3. 自転車及びその部分品の製造販売並びに修理
4. 玩具の製造販売並びに修理
5. 釣・スポーツ・レジャー・観光施設の設置運営及び賃貸
6. 健康用器具及び健康食品の製造販売
7. スポーツ施設の会員権の売買及びその仲介
8. 電子機器及びその部分品の製造販売
9. 事務用機器及びその部分品の製造販売
10. 前各号に附帯する事業

(本店及び支店工場の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都東久留米市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規定)

第 10 条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(自己の株式の取得)

第 11 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。
2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問及び相談役の設置)

- 第 21 条 当会社は、取締役会の決議によって顧問及び相談役若干名を置くことが出来る。

(任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

- 第 28 条 取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか取締役会が定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査等委員会が定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 当会社の期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利子をつけない。

2022年6月29日